

答申日：平成30年6月22日

件名：許認可の申請が必要な事項等が記載されている文書その他3件の部分公開
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

刈谷市長（以下「市長」という。）が、「許認可の申請が必要な事項、手続、法的根拠が記載されている文書」の公開請求に対し、刈谷市庁舎管理規則を特定し、公開した決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が平成29年12月5日付けで行った刈谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による公文書公開請求に対し、市長が平成29年12月19日付け刈子推第507号により行った部分公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

「許認可の申請が必要な事項、手続、法的根拠が記載されている文書」の文書の特定に誤りがある。

3 実施機関の説明の要旨

（1）経緯について

ア 審査請求人は、平成29年12月5日付けで、市長に対し「許認可の申請が必要な事項、手続、法的根拠が記載されている文書」他3件について、条例第6条第1項の規定により公文書公開請求を行った。

イ 公開請求書の受付に当たり、文書の名称又は内容の詳細を審査請求人に確認したところ、「面談中の職員の顔写真を無断で撮影しようとした際に当該職員が撮影の中止を求めたことに対し、中止を求めるのであれば、その

法的根拠を示すよう求める。」との説明を得た。

ウ 市長は、アの公文書公開請求のうち「許認可の申請が必要な事項、手続、法的根拠が記載されている文書」として、刈谷市庁舎管理規則を特定し、平成29年12月19日付け刈子推第507号により原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月27日付けで審査請求をしたものである。

なお、他3件の公開請求に係る部分公開決定については審査請求の対象とされていない。

(2) 文書の特定について

市長は、本件公開請求に対し、対象文書として刈谷市庁舎管理規則を特定した。庁舎内において撮影する行為については、同規則第8条により許可を要する行為と定められており、根拠記載文書としては、同規則の公開が妥当である。また、同規則の他に規定するものはない。

4 審査会の判断理由

本件審査請求に係る公開請求は、「許認可の申請が必要な事項、手続、法的根拠が記載されている文書」の公開を求めるものであり、実施機関は、対象文書として刈谷市庁舎管理規則を特定し、原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当としていることから、その妥当性について、以下検討する。

(1) 対象文書として刈谷市庁舎管理規則を特定したことについて

刈谷市庁舎管理規則の第8条第6号において、撮影、録音その他これらに類する行為が許可を要する行為として規定されている。面談中の職員の顔写真を撮影する行為は、同号の規定により市長の許可を要する行為であると認められ、職員が当該行為の中止を求めることの法的根拠に該当する。

したがって、請求の対象文書として刈谷市庁舎管理規則を特定した実施機関の決定は、妥当である。

(2) 刈谷市庁舎管理規則以外の対象文書の保有の有無について

刈谷市庁舎管理規則以外の請求の対象文書の保有の有無について、当審

査会事務局職員をして、実施機関に対し、再度確認させたところ、実施機関はおおむね次のように説明する。

改めて公文書目録及び文書管理システムにより請求の対象文書の検索を行ったが、該当する文書は確認できなかった。

実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、刈谷市庁舎管理規則以外に請求の対象文書を特定しなかった実施機関の決定は、妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

平成30年6月22日

刈谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	永 田 靖 章
委 員	石 川 克 彦
委 員	加 藤 千 冬
委 員	加 藤 時 彦
委 員	真 島 聖 子